

発議第 6 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 112 条及び廿日市市議会会議規則（昭和 63 年議会規則第 1 号）第 14 条の規定により、廿日市市議会会議規則の一部を改正する規則案を次のように提出する。

令和 5 年 9 月 28 日

廿日市市議会議長 新田 茂美 様

提出者	廿日市市議会議員	岡 本 敏 博
賛成者	〃	高 橋 みさ子
〃	〃	坂 本 和 博
〃	〃	山 下 竜太郎
〃	〃	吉 屋 智 晴
〃	〃	大 崎 勇 一
〃	〃	山 口 三 成
〃	〃	中 島 康 二
〃	〃	井 上 佐智子
〃	〃	徳 原 光 治

廿日市市議会会議規則の一部を改正する規則

廿日市市議会会議規則（昭和 6 3 年議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 7 0 条の見出し中「起立」の次に「又は挙手」を加え、同条第 1 項中「起立」の次に「又は挙手」を、「起立者」の次に「又は挙手者」を加え、同条第 2 項中「起立者」の次に「又は挙手者」を加え、「認定しがたい」を「認定し難い」に、「4 人」を「3 人」に改め、同条に次の 2 項を加える。

3 第 1 項及び第 7 6 条ただし書の規定にかかわらず、議長が必要がある
と認めるときは、電子表決システム（ボタンの操作によって賛否を表明
し、その結果を議場内に表示する装置をいう。次項において同じ。）に
より表決を採ることができる。

4 電子表決システムにより表決を採るときは、問題を可とする者は、賛
成のボタンを押すものとする。

第 7 1 条第 1 項中「4 人」を「3 人」に改める。

第 7 6 条ただし書中「4 人」を「3 人」に改め、「起立」の次に「又は
挙手」を加える。

第 7 7 条第 2 項ただし書中「4 人」を「3 人」に改める。

第 1 3 1 条の見出し中「起立」の次に「又は挙手」を加え、同条第 1 項
中「起立」の次に「又は挙手」を、「起立者」の次に「又は挙手者」を加
え、同条第 2 項中「起立者」の次に「又は挙手者」を加え、「認定しがた
い」を「認定し難い」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(提案理由)

多様な人材が議会に参画できる環境整備を図るため、表決の方法を見直すとともに、必要な規定の整理を行うため、この規則案を提出するものである。

(発議第 6 号説明書)

廿日市市議会会議規則の一部を改正する規則

1 改正の理由

多様な人材が議会に参画できる環境整備を図るため、表決の方法を見直すとともに、必要な規定の整理を行おうとするものである。

2 改正の内容

- (1) 本会議及び委員会における表決の方法として、挙手を可能とする。
- (2) 本会議における表決の方法として、議長が必要と認めるときに、電子表決システムを可能とする。
- (3) 電子表決システムにより表決を採るときは、問題を可とする者は、賛成のボタンを押すものとする。
- (4) 地方自治法第 112 条第 2 項の規定による議案の提出に係る賛成者の人数が 3 人以上であることから、次に掲げる異議及び要求に必要な出席議員の人数を 4 人以上から 3 人以上に改める。
 - ア 表決の結果に係る議長の宣告に対する異議（第 70 条関係）
 - イ 記名又は無記名の投票による表決の要求（第 71 条関係）
 - ウ 問題について異議がないと認めるときに議長が行う可決の旨の宣告に対する異議（第 76 条関係）
 - エ 同一の議題について複数の修正案が提出されたときに議長が決定する表決の順序に対する異議（第 77 条関係）

3 施行期日

公布の日

4 根拠法令

地方自治法

第 120 条 普通地方公共団体の議会は、会議規則を設けなければならない。

発議第 7 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 112 条及び廿日市市議会会議規則（昭和 63 年議会規則第 1 号）第 14 条の規定により、廿日市市議会議員の請負の状況の公表に関する条例案を次のように提出する。

令和 5 年 9 月 28 日

廿日市市議会議長 新田 茂美 様

提出者	廿日市市議会議員	岡 本 敏 博
賛成者	〃	高 橋 みさ子
〃	〃	坂 本 和 博
〃	〃	山 下 竜太郎
〃	〃	吉 屋 智 晴
〃	〃	大 崎 勇 一
〃	〃	山 口 三 成
〃	〃	中 島 康 二
〃	〃	井 上 佐智子
〃	〃	徳 原 光 治

廿日市市議会議員の請負の状況の公表に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、廿日市市議会議員（以下「議員」という。）が廿日市市に対し請負（地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2に規定する請負をいう。以下同じ。）をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。

(報告)

第2条 議員は、毎年6月1日から同月30日までの間（当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、再び議員となった日から起算して30日を経過する日までの間）に、当該6月30日の属する会計年度の前会計年度（議員である期間に限る。第1号エにおいて同じ。）における廿日市市に対する請負（当該前会計年度において支払を受けたものに限る。）について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

(1) 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

ア 請負の対象とする役務、物件等

イ 契約締結日

ウ 契約金額（契約金額が定められている請負に限る。）

エ 当該6月30日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額

(2) 前号エに掲げる総額の合計額

2 議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に、当該訂正の内容を届け出なければならない。

(報告の一覧の作成及び公表)

第3条 議長は、前条第1項の規定による報告（同条第2項の規定による

訂正があった場合にあっては、当該訂正後の報告の一覧を作成し、公表しなければならない。

(報告等の保存及び閲覧等)

第4条 第2条の規定による報告及び訂正は、議長において、当該報告をすべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告及び訂正の閲覧又は写しの交付を請求することができる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。

（提案理由）

地方自治法の一部が改正（令和５年３月１日施行）されたことに伴い、議員が市に対し請負をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、議会の運営の公正及び事務執行の適正を図るため、この条例案を提出するものである。

(発議第 7 号説明書)

廿日市市議会議員の請負の状況の公表に関する条例

1 制定の理由

地方自治法の一部が改正（令和 5 年 3 月 1 日施行）されたことに伴い、議員が市に対し請負をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、議会の運営の公正及び事務執行の適正を図るため、この条例案を提出するものである。

2 条例の内容

(1) 目的

議員が廿日市市に対し、請負をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを条例の目的とする。

(2) 報告

ア 議員は、毎年 6 月 1 日から同月 30 日までの間（当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものは、再び議員となった日から起算して 30 日を経過する日までの間）に、当該 6 月 30 日の属する会計年度の前会計年度（議員である期間に限る。）における廿日市市に対する請負（当該前会計年度において支払を受けたものに限る。）について、議長に対し、一定の事項を報告しなければならないこととする。

イ 議員は、アの報告を訂正する必要があるときは、議長に、当該訂正の内容を届け出なければならないこととする。

(3) 報告の一覧の作成及び公表

議長は、(2)のアの報告（(2)のイの訂正があった場合にあつては、

当該訂正後の報告)の一覧を作成し、公表しなければならないこととする。

(4) 報告等の保存及び閲覧等

ア (2)の報告及び訂正は、議長において、当該報告をすべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならないこととする。

イ 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告及び訂正の閲覧又は写しの交付を請求することができることとする。

3 施行期日等

公布の日から施行し、令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。

発議第 8 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 112 条及び廿日市市議会会議規則（昭和 63 年議会規則第 1 号）第 14 条の規定により、廿日市市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 5 年 9 月 28 日

廿日市市議会議長 新田 茂美 様

提出者	廿日市市議会議員	岡 本 敏 博
賛成者	〃	高 橋 みさ子
〃	〃	坂 本 和 博
〃	〃	山 下 竜太郎
〃	〃	吉 屋 智 晴
〃	〃	大 崎 勇 一
〃	〃	山 口 三 成
〃	〃	中 島 康 二
〃	〃	井 上 佐智子
〃	〃	徳 原 光 治

廿日市市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例

廿日市市議会議員政治倫理条例（平成２３年条例第２４号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項中「議員は」の次に「、自らが実質的に経営に関与する企業と市との間で締結する工事請負契約等に関して」を、「第９２条の２」の次に「の規定」を加え、「次に掲げる企業が市の発注する工事等の請負及び業務委託の契約を辞退する」を「市民の疑惑を招くことのない」に改め、同項各号を削り、同条第２項から第５項までを削る。

第９条を第１０条とし、第５条から第８条までを１条ずつ繰り下げ、第４条の次に次の１条を加える。

（除斥の議員名及び事件名の公表）

第５条 議長は、市が締結する工事請負契約等に関する議事において、地方自治法第１１７条本文及び廿日市市議会委員会条例（昭和６３年条例第３号）第１７条本文の規定（次項において「除斥規定」という。）による除斥対象議員及び事件名を公表しなければならない。

２ 除斥規定による除斥対象議員は、当該議事が行われる前に議長に届け出なくてはならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

多様な人材が議会に参画できるよう議会の適正な運営の確保のための環境の整備を図る観点から地方自治法の一部（令和５年３月１日施行）が改正され、議会の議員に係る請負に関する規制における請負の定義の明確化及び議員個人による請負に関する規制の緩和がなされたことに伴い、必要な関係規定の見直しを行うため、この条例案を提出するものである。

(発議第 8 号説明書)

廿日市市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

多様な人材が議会に参画できるよう議会の適正な運営の確保のための環境の整備を図る観点から地方自治法の一部（令和 5 年 3 月 1 日施行）が改正され、議会の議員に係る請負に関する規制における請負の定義の明確化及び議員個人による請負に関する規制の緩和がなされたことに伴い、必要な関係規定の見直しを行おうとするものである。

2 改正の内容

(1) 請負等に関する遵守事項

議員は、議員が関係する一定の企業が市の発注する工事等の請負及び業務委託の契約を辞退するよう努めなければならない規定等を削る。

(2) 除斥の議員名及び事件名の公表

ア 議長は、市が締結する工事請負契約等に関する議事において、地方自治法第 117 条本文及び廿日市市議会委員会条例第 17 条本文の規定による除斥対象議員及び事件名を公表しなければならないこととする。

イ アの除斥対象議員は、議事が行われる前に議長に届け出なくてはならないこととする。

3 施行期日

公布の日

発議第 9 号

核兵器禁止条約の実効性を高めるための主導的役割を果たすことを
求める意見書

地方自治法第 99 条及び会議規則第 14 条の規定により、別紙のとおり
意見書案を提出する。

令和 5 年 9 月 28 日

廿日市市議会議長 新田 茂美 様

提出者	廿日市市議会議員	中 島 康 二
賛成者	〃	坂 本 和 博
〃	〃	水 野 善 丈
〃	〃	広 畑 裕一郎
〃	〃	林 忠 正
〃	〃	山 田 武 豊
〃	〃	岡 本 敏 博

核兵器禁止条約の実効性を高めるための主導的役割を果たすことを求める意見書（案）

昨年６月に開催された核兵器禁止条約第１回締約国会議では、核兵器の非人道性を再確認するとともに、核兵器に依存した安全保障を批判し、条約への参加促進や核被害者援助など、条約の内容を実現する方策を盛り込んだ最終文書である「ウィーン宣言」と具体的な手順や行動を定めた「ウィーン行動計画」が採択されました。

この会議には、核の傘の下にありながらオブザーバー参加した国があったものの、核保有国やその同盟国の多くは参加せず、今後、核兵器禁止条約の実効性を高めるためには、これらの国の参加が大きな課題となっています。

また、核兵器禁止条約の効果的な運用と発展のためには、核保有国やその同盟国を始め多くの国が参加し議論が行われることが重要です。

こうした中、今年５月には、被爆地である広島においてＧ７広島サミットが開催され、Ｇ７首脳が平和記念公園を訪れ被爆の実相に触れるとともに、Ｇ７として初めて、核軍縮に焦点を当てた「核軍縮に関するＧ７首脳広島ビジョン」が発出されました。

被爆から７５年以上が経過した今もなお核兵器使用のリスクに世界が直面する中で、唯一の被爆国である我が国は、核兵器廃絶の実現に向け特別の役割と責任を負っています。

よって、国会及び政府におかれては、核兵器のない世界に向けた国際的な機運が高まっているこの機会を逃すことなく、下記の事項を行動に移すことにより、核保有国と非核保有国の橋渡しに努めるなど、核兵器禁止条約の実効性を高めるために主導的役割を果たされるよう強く要請します。

記

- １．核兵器禁止条約を早期に署名・批准すること。まずは、本年１１月に

開催予定の第2回締約国会議にオブザーバーとして参加すること。

2. その上で、核保有国を含む核兵器禁止条約に署名・批准していない国に対し、署名・批准を要請すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月28日

広島県廿日市市議会

意見書提出先

衆議院議長	細田博之
参議院議長	尾辻秀久
内閣総理大臣	岸田文雄
外務大臣	上川陽子

発議第 10 号

保育士等の配置基準の見直し及び更なる処遇改善を求める意見書

地方自治法第 99 条及び会議規則第 14 条の規定により、別紙のとおり
意見書案を提出する。

令和 5 年 9 月 28 日

廿日市市議会議長 新田 茂美 様

提出者 廿日市市議会議員 隅 田 仁 美

賛成者 〃 梅 田 洋 一

〃 〃 吉 屋 智 晴

〃 〃 向 井 恵 美

〃 〃 北 野 久 美

〃 〃 枇杷木 正 伸

〃 〃 徳 原 光 治

保育士等の配置基準の見直し及び更なる処遇改善を求める意見書
(案)

急速な少子化が進む中、安心して子どもを生み育てることのできる社会の実現のためには、子どもの健やかな成長を支える保育の受け皿の整備を進めることが重要です。

一方、保育現場では、未来を担う子どもの健やかな育ちを願い、保育士や保育補助者等が日々、懸命に取り組んでいるところではありますが、その責任と負担に見合った処遇が保障されておらず、自らの保育に向き合い、評価・反省するための時間や研修機会の確保にも苦勞しています。

また、コロナ禍の経験を経て、保育現場では平時からの厳しい労働状況に加え、徹底した衛生管理などの業務が増加している状況にあります。

このように、保育士等は過重な労働環境に置かれており、賃金も低いことから、とりわけ保育士の確保と定着が喫緊の課題となっています。

これらを改善し、質を確保した保育の受け皿を整備するためには、保育士等の配置基準の見直しや賃金水準の引上げによる処遇の改善が急務です。

よって、国会及び政府におかれては、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

1. 保育士等の配置基準の見直しや、実情に応じた配置改善加算措置を行うこと。
2. 賃金水準の引上げなど更なる処遇改善を図ること。
3. 保育士等の処遇改善に必要な財源を十分に確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月28日

広島県廿日市市議会

意見書提出先

衆議院議長	細田博之
参議院議長	尾辻秀久
内閣総理大臣	岸田文雄
総務大臣	鈴木淳司
財務大臣	鈴木俊一
厚生労働大臣	武見敬三

発議第 1 1 号

ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）に対する適正な診療上の評価等を求める意見書

地方自治法第 9 9 条及び会議規則第 1 4 条の規定により、別紙のとおり意見書案を提出する。

令和 5 年 9 月 2 8 日

廿日市市議会議長 新田 茂美 様

提出者	廿日市市議会議員	隅 田 仁 美
賛成者	〃	梅 田 洋 一
〃	〃	吉 屋 智 晴
〃	〃	向 井 恵 美
〃	〃	北 野 久 美
〃	〃	枇杷木 正 伸
〃	〃	徳 原 光 治

ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）に対する適正な診療上の評価等を求める意見書（案）

交通事故、落下事故、スポーツ、暴力など全身への外傷等を原因として発症する脳脊髄液漏出症（減少症）によって、日常生活を大きく阻害する様々な症状に苦しんでいる患者の声が、全国各地から国へ数多く寄せられていた。その後、平成１８年に山形大学を中心に関連８学会が参加し、厚生労働省研究班による病態の解明が進んだ結果、平成２８年より同症の治療法であるブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）が保険適用となった。

その結果、それまで高額な自費診療での治療を必要としていた患者が、保険診療のもとにブラッドパッチ療法を受けることができるようになったが、脳脊髄液漏出症（減少症）の患者の中には、保険適用Ｊ００７－２の要件に掲げられている「起立性頭痛を有する患者に係る者」という条件を伴わない患者がいるため、医療の現場では混乱が生じている。

また、その後の研究で、脳脊髄液の漏出部位は一か所とは限らず、頸椎や胸椎部でも頻繁に起こることが報告された。この頸椎や胸椎部にブラッドパッチ療法を安全に行うためには、Ｘ線透視下で漏出部位を確認しながらの治療が必要であるが、診療上の評価がされていない現状がある。

よって国会及び政府においては、これらの新たな現状を踏まえ、脳脊髄液漏出症（減少症）の患者への、公平で安全なブラッドパッチ療法の適用に向け、下記の事項について適切な措置を講ずるよう強く要望する。

記

- １．脳脊髄液漏出症（減少症）の症状において、約１０％は起立性頭痛を認めないと公的な研究でも報告があることを受け、算定の要件の注釈として「本疾患では起立性頭痛を認めない場合がある」と加えること。

2. ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）の診療報酬において、
X線透視を要件として、漏出部位を確認しながら治療を行うことを可能
にするよう、診療上の評価を改定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月28日

広島県廿日市市議会

意見書提出先

衆議院議長	細田博之
参議院議長	尾辻秀久
内閣総理大臣	岸田文雄
総務大臣	鈴木淳司
財務大臣	鈴木俊一
厚生労働大臣	武見敬三
国土交通大臣	斉藤鉄夫
文部科学大臣	盛山正仁